

壮警町福祉灯油購入助成事業の実施について

町では、在宅で生活する町民税非課税世帯等に暖房用燃料費の一部として最大 9,000 円分の燃料費相当分を灯油券等にて支給し、冬期間における生活の一助となるよう「壮警町福祉灯油購入助成事業」を下記のとおり実施します。

1. 対象者

壮警町の住民の方で、令和元年 11 月 1 日現在、本町に居住し、次の①～③の全てに該当する世帯

- ① 平成 31 年度町民税が世帯全員非課税の世帯
- ② 次のアからウのいずれかに該当する世帯
 - ア 高齢者世帯：世帯全員が満 65 歳以上の世帯
 - イ 重度障害者世帯：次の A から C のいずれかの手帳を持つ障害者が世帯主又は同居する世帯
 - A 身体障害者手帳 1 級又は 2 級
 - B 療育手帳 A
 - C 精神障害者保健福祉手帳 1 級
 - ウ ひとり親世帯：父又は母と満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者がいる世帯
- ③ 次のアからエの全てに該当しない世帯
 - ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項の規定による生活保護受給者世帯
 - イ 下記の申請期間中に世帯の全員が社会福祉施設等に入所又は病院等に入院している世帯
 - ウ 下記の申請期間中に町外に滞在している世帯
 - エ 上記の要件を満たさない世帯と同居し、生活費用の負担を共有している世帯（満たす者と同居している場合は、同居世帯を併せて 1 世帯とみなします。）

2. 申請期間 令和 2 年 1 月 7 日（火）から令和 2 年 2 月 28 日（金）まで

3. 受付窓口 壮警町保健センター 8:45 から 17:30 まで（ただし、土日、祝日を除く。）

※ 1 月 14 日（火）から 1 月 16 日（木）までの 3 日間は、9:00 から 15:00 まで壮警町青少年会館（旧久保内出張所）に受付窓口を開設します。

4. 支給額

① 灯油を使用する世帯

令和元年 11 月 1 日現在の灯油小売価格単価（町調べ）に 100 リットル分（千円未満切捨：9 千円上限）の灯油券を支給。（灯油券の利用可能事業所は町内事業所に限ります）。

② 薪等（電気、ガス、石炭、コークス、薪等）を使用する世帯

灯油の支給基準に準じて口座振込にて支給します。

5. 灯油券の有効期限 灯油券の利用の有効期限は令和 2 年 3 月 10 日（火）まで

（担当：保健センター住民福祉課社会福祉係）